

(仮称) 輪島ウィンドファーム事業環境影響評価方法書に係る環境保全上の意見

(仮称) 輪島ウィンドファーム事業は、輪島市三蛇山、佐比野山周辺において、1基当たり 3,000kW から 4,300kW の風力発電機を最大で 21 基設置するものである。風力などの再生可能エネルギーについては、石炭・石油などの限りある天然資源に頼らないものであり、地球温暖化防止対策の観点からも導入が促進されるべきものであるが、本計画の対象事業実施区域が 512ha と広範囲であること、また、風力発電機のローター最大径が 130m、最大高が 163m と既存の施設と比較しても更に大型のものであり、能登半島において運転実績がないことなどを踏まえ、当該環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に対し、以下のとおり意見を申し述べる。

1 全般的事項

- (1) 本市を含む能登地域は、その土地の環境を生かした伝統的な農業・農法や生物多様性が守られた土地利用、農村文化や農業景観などが一体となって維持保全が図られてきたことにより、自然と調和した農林水産業と人の営みが育んだ「能登の里山里海」として世界農業遺産に認定されている。このような地域特性を十分に踏まえ、観光を含む地域資源の保全に最大限配慮すること。
- (2) 事業を実施するにあたっては、地権者のみならず周辺地域の住民等の理解が必要不可欠であるが、方法書並びに事業者の住民等に対する説明が分かりやすさを欠いているのではないかと懸念される。環境影響評価法の一連の手続きにおける図書の縦覧や説明会については、地域の環境をよく知る住民を含む広く一般の意見を聴取し、適切に事業計画に反映させるためのものであり、法の趣旨に則り、高度な表現により説明せざるを得ないものについては、補足説明の追加や概略図を用いるなど、住民側の立場に立って、より分かりやすいものとするよう努めること。また、住民等とコミュニケーションを十分に図り、説明会については、法に基づくもののみならず、状況の変化等に応じて随時実施し、理解醸成と意見聴取に努め、事業計画に適切に反映すること。
- (3) 対象事業実施区域内であっても風力発電機の設置位置が変更となる場合は、各環境要素のそれぞれの調査地点について、専門家の助言を得るなどして適切に選定し、その根拠を具体的に示すとともに事業計画に適切に反映すること。

2 個別的事項

(1) 大気質

工事及び工事関係車両の走行等に伴い発生する窒素酸化物、粉じん等による環境への影響が懸念されるため、資機材の運搬経路周辺を含め土地利用の状況を正確に調査し、住民等の生活環境への影響を回避又は十分に低減できることを具体的に示すこと。

(2) 騒音・超低周波音、振動

ア 現時点において、風力発電機の仕様や製造事業者は決定していないとのことである

が、騒音・超低周波音について予測評価をするにあたっては、風力発電機の製造事業者から示される音響パワーレベル等の諸データや現地における地形の起伏、風向風速等のデータを正確に反映すること。また、風力発電施設から発生する騒音に関する指針においては、「騒音については聞こえ方に個人差があり、また、地域によって風力発電施設の立地環境や生活様式、住居環境等が異なることから、指針値を超えない場合であっても、可能な限り風車騒音の影響を小さくするなど、地域の音環境の保全に配慮することが望ましい」としており、単に指針値にとらわれることなく、対象事業実施区域周辺が元来静かな山間部であって、そこに住民の営みがあることを十分に踏まえ、予測の結果を事業計画に適切に反映すること。

イ 工事及び工事関係車両の走行等に伴う騒音、振動による環境への影響が懸念されるため、資機材の運搬経路周辺を含め土地利用の状況を正確に調査し、住民等の生活環境への影響を回避又は十分に低減できることを具体的に示すこと。

(3) 水

対象事業実施区域の下流域には、簡易水道や飲料水供給施設が多く存在しており、また、農業用水の確保に苦慮している地区も多く、事業実施に伴う土地の改変等により、地下水や湧水の水涸れ、河川水に濁りが発生することがないように環境保全策を検討し、その結果を具体的に示すとともに事業計画に適切に反映すること。

(4) 地形地質

ア 対象事業実施区域周辺には、多くの土砂災害危険箇所が存在しており、事業実施に伴う土地の改変により、土砂災害を誘発することがないように適切な方法により調査予測し、その結果を具体的に示すとともに事業計画に適切に反映すること。

イ 事業実施に伴う森林の伐採や土地の改変により、周辺の河川や溪流、農用地等に土砂が流出しないよう環境保全策を検討し、その結果を具体的に示すとともに事業計画に適切に反映すること。また、海の直接改変はないとして、海域に生息する動植物については、環境影響評価の項目に選定をしていないが、海の栄養源と森林とは密接な関係があると言われており、森林の伐採による海への影響について調査予測し、その結果を具体的に示すとともに事業計画に適切に反映すること。

(5) 動植物・生態系

動植物・生態系への影響が、対象事業実施区域周辺にも及ぶ可能性があることなどを踏まえ、専門家から助言を得るなどして、十分な範囲、期間において調査し、その結果を具体的に示すとともに事業計画に適切に反映すること。

(6) 風力発電施設の影

対象事業実施区域周辺には、複数の集落があり、風力発電施設の影による環境への影響が懸念されるため、施設設置予定地周辺の土地利用の状況を正確に調査し、住宅や農用地等への影響を回避又は十分に低減できることを具体的に示すこと。

(7) 景観

対象事業実施区域が、能登半島国定公園区域に近接しており、また、国道 249 号から 2km 以内の範囲は、景観法に基づく輪島市景観計画における景観形成重要地域であることから、風力発電施設の配置及び仕様を検討するにあたっては、こうした点に十分に配慮すること。特に、大沢町・上大沢町の全域は、間垣集落として文化財保護法に基づく国の重要文化的景観に選定されており、加えて、輪島市景観計画においても間垣の里地区として景観重点地区に定めている。その背後に人工的な風力発電施設が設置され、これが視認できる場合には、景観に大きな影響があると考えられることから、フォトモンタージュを作成し、本市の景観担当部局及び教育委員会と協議を行うこと。その結果、輪島市景観条例に基づく景観形成基準に適合しない場合や重要文化的景観の理念にそぐわない場合は、景観への影響を回避又は十分に低減するため、対象事業実施区域の変更を行うこと。また、鴨ヶ浦・竜ヶ崎灯台周辺については、優れた自然景観による観光誘客を目指しており、この地点での垂直見込角による予測結果として、ほとんど気にならない程度としているが、単に角度による評価だけではなくフォトモンタージュを作成し、住民等に分かりやすく示すこと。なお、フォトモンタージュの作成地点については、これらの地点や主要な眺望点に限らず、本市の景観担当部局と協議を行い設定すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場

間垣の里地区である大沢町・上大沢町は、背後の山々に点在する棚田での農業と前面に広がる豊かな海での漁業により人々が暮らしている。半農半漁の生活の中で間垣を用いた街並みは、能登の里山里海的生活・生業を知る上で欠くことができないものとして重要文化的景観にも選定がなされており、両地区ともに多くの来訪者がある。このような背景から、集落内の直接改変はないとは言え、人工的な風力発電施設が視認できた場合は、人と自然との触れ合いの活動の場として影響があると懸念されることから、適切な方法により調査・予測及び評価を行い、事業計画に適切に反映すること。

(9) 文化財

対象事業実施区域内において、指定文化財等は存在しないとしているが、大沢町・上大沢町の全域は、国の重要文化的景観に選定されており、風力発電施設の設置については、本市教育委員会と協議を行うこと。また、埋蔵文化財包蔵地は存在しないとしているが、宮林遺跡とは近接していることから、本市教育委員会と協議を行うものとし、現時点において埋蔵文化財包蔵地ではないとしている箇所においても、工事関係車両等の走行や土地の改変を行う可能性がある箇所について、新たに埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法に基づき記録を保存するための詳細な発掘調査等を行うこと。

以上